

第302回長崎県南部海区漁業調整委員会議事録

1. 開催年月日 令和6年10月3日(木) 14:00～14:50

2. 通知年月日 令和6年9月12日(木)

3. 公示年月日 令和6年9月12日(木)

4. 開催場所 長崎市尾上町3番1号

県庁 1階 大会議室B

5. 出席者(委員) 吉谷会長、吉本委員、本西委員、野田委員、岡部委員、
菊地委員、松尾委員、小林委員、中澤委員、浅川委員、
岡村委員、山外委員、五島委員

(事務局) 松尾事務局長、丸田課長補佐、荒井係長、本多書記、
原書記

(長崎県) 漁業振興課 漁業調整担当 本田参事、木村主任技師

6. 議題

第1号議案 「大村湾におけるナマコ資源回復のための委員会指示発出について」

第2号議案 「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」

その他

7. 議事 (開 会)

事務局

定刻となりましたので、ただ今より第302回長崎県南部海区漁業調整委員会を開催いたします。

初めに吉谷会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

(会長挨拶)

それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について事務局より報告願います。

事務局

本日は、松下委員が欠席されています。

委員定数15名中、13名の委員の出席となっております。

出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第145条第1項の規定によりこの委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日は漁業振興課から議案説明のため漁業調整担当本田参事、木村主任技師が出席しておりますのでご紹介いたします。

会 長	これより議事に入ります。 本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私の方から指名します。 本日の議事録署名人は、「浅川委員」と「小林委員」にお願いします。
会 長	今回の議題は、お手元の資料のとおり、 ○ 第 1 号議案 「大村湾におけるナマコ資源回復のための委員会指示発出について」 ○ 第 2 号議案 「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」 ○ その他 となっております。 それでは、 第 1 号議案「大村湾におけるナマコ資源回復のための委員会指示発出について」を上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	まず、第 1 号議案について、お手元の資料の 5 ページをご覧ください。大村湾海区漁協長会から要請文がまいっておりますので、朗読させていただきます。 （委員会指示発動要請文朗読） また、お手元の資料の 7 ～ 23 ページに関連する資料を添付しております。担当者から説明いたします。
漁業振興課 原主任技師	○平成 20 ～令和 5 年度に取り組んできた自主的な管理措置の説明 ・ 委員会指示による採捕期間及び小型個体（100g 未満）の採捕の制限、漁協ごとの操業期間や時間の採捕制限措置 ○ナマコ類漁協取扱量及び資源量の推移について ・ R 5 年度取扱量は湾全体として、65.3 トンと増加傾向。 ・ R 5 年度の推定資源量も湾全体として、583 トンに回復。 ○令和 6 年度の対応案について ・ 組合長会としても資源を永続的に利用したいため、これまでと同様の委員会指示を発出することにより取組の実効性を担保する。 ・ 引き続き有効期間 3 年間として発出したい。 ○委員会指示の内容について ・ 指示に記載する「マナマコ」の表記を「ナマコ」に変更。
会 長	ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。

何かご質問ご意見等はございませんか。

岡部委員

資源回復を目指した取組をする時に一番気になってくるのが、この大村湾のナマコの取組はいい例だと思います。自発的な取組を委員会指示を付けてくれとお願いされて指示をかけて、資源も回復傾向にある。ただその中で一番気になるのが資源の回復と同時に密漁に合いやすい品種であるというところで、現在における密漁の状況等話せる範囲でいいので教えてほしい。

漁業振興課
原

ご確認させていただきたいのですが、密漁に関しての状況が現在どういう状況かというお尋ねでよろしかったでしょうか。

岡部委員
各委員

資源が少なくなれば密漁は減るが、アワビなんかもそうですよね。磯焼け対策事業を取り組んだ時に、うちの磯は回復しましたよと発表したら、そういうことを発表したら密漁者が来るんですよって言われるぐらい、資源が回復させる活動がそういう被害にあうパターンが増える。大村湾のナマコは昔からそういう対象になるとのことで警察等も高速艇を配置したりして取り組んでくれたりしているんですけど、現状を教えてほしい。

漁業振興課
原

委員ご指摘にありましたように地元の各漁協、それから警察、県の漁業取締室とも連携して、密漁が多くなるシーズンに向けて監視していくという自警活動の取組みを補助事業等を使いながら実施しております。

以前は年末にかけて値段が高くなるということで密漁が非常に多いという情報があったようですが、ここ最近は頻繁に密漁があっているとの情報はあまり聞いていないようです。

事務局長

いいでしょうか。まったく密漁が無いという状況ではなく、疑義情報として聞こえては来てますし、あとは当然年末の操業時期になれば、特に警戒活動を取締室もしてもらっているところです。ただ100%抑えられるかという、そういう密漁があっているという情報も聞いています。

ただ、一点、ご承知のようにナマコは特定水産動物資源ということで漁業法が改正されて、罰則が懲役3年、罰金3千万円に引き上げられていますので、おそらく捕まった場合のペナルティが大きくなったので多少そのへんのところから昔ほどは聞こえてこなくなっているのではと考えているところです。

幸い令和3年の非常に漁獲が少ない状況から比べるとかなり増えてきていますが、これは漁業者の皆様の委員会指示だとか放流の取組があつてのことだと思いますが取締の活動もあつて増えてきているのではないかと考えているところです。

岡村委員	ただ今の密漁者ということで定義づけるものでありませんが、県の補助事業を受けて各漁協で密漁取締ということをやっているが、これも見え見えですね効果がどうなのかと不信感があります。そして何といても県の御用納めが12月28日でしょ。この関係上、県が御用収めの後に、密漁者が獲ったとは、目視していないので確認はできないが長崎魚市でも生産者の市場でもいっぱい品物が多く出回っている。正直に採捕した漁業者の価格さえ低い価格に抑えられてしまっている。量でがたっと持つてくるもんでこりゃどうしたもんかという不満の漁民からの声はあがっている。 これが事実です。これは今も密漁者がいないということはありません。
事務局長	承知しました。密漁者がいないといったことではないんですが、昔ほど情報が少なくなってきたという事実はありますが、御用納めだとか休みの時でも動ける体制は取られていると思います。今岡村委員からいただいた情報は取締機関にもきちんと伝えたいと思います。
岡村委員	もう一ついいですか。 取締船が大村湾に入ってくるっていうのは、この時点でバレバレなんですよ。入って彼杵港に停泊します。それで夜中に動くという事ですけど、情報が見え見えで分かっている。抑止効果はあるかもわからんが、取締船の行動もみんな知っている。それが現実です。
事務局長	ありがとうございます。今のご意見も、密漁者は密漁者でいろんな状況を見ながら密漁行為をどうしようかと考えているんだと思います。とにかく情報戦だと思うんですよね。そこらへんも情報収集しながら取締機関と連携しながら対応していかざるをえないと考えています。 私が取締りをどうこうという権限はないので、きちんと伝えて今期どのような対応するのかというのはお話ししたいと思います。
松尾委員	密漁の取締に関しては今言われたような状況だと思います。やり方として例えばビデオだったり、今流行のドローンとかそういうやつで証拠になるんでしょうか。その辺の見解がちょっとわからないんですが。
事務局長	そこらへんのところは正確なことは取締機関に確認しないとお答えできませんが、取締手法に関してはお答えしかねる部分もあるかと思います。 一般にお知らせしてまえば、その裏をかくようなこともあるので、後から取締室に確認をしてから可能であればお答えしたいと思います。
松尾委員	うちは大村市漁協の方なので、空港の周辺に結構来るんですよ。ある人から空港のまわりに監視カメラをつけて、そういので証拠になるんだった

らカメラをつけて協力体制をとっていけないか。もう丸見えですもんね。海岸のポイント、ポイントに置くとか、そういで証拠になるんだったら密漁は無くなると思う。前は現行犯だけしかだめみたいで、なかなかそういうところまでは無理だったみたいです。

事務局長

ご意見として取締機関にお伝えします。

吉本委員

岡村委員、漁の時間は昼間ですか、夜ですか。

岡村委員

夜です。

吉本委員

会長、これはナマコを採捕して良いのは届出ですか。承認制ですか。規則があるんですか。

事務局長

大村湾のナマコに関してでよろしいですか。

吉本委員

はい。

事務局長

竿取りだとか素潜りだとかを委員会指示の届出制にしています。桁曳きは許可制です。

吉本委員

もり、やすの問題じゃないですけど道具一つで、届出したものはできるとか、承認された者はできるだとか、結局、無許可でやる者は0なんですよ。届出を受け付けるのはどこがするんですか。

事務局

当委員会になります。

吉本委員

その届出をされた中に、組合員以外の方はいらっしゃるんですか。

事務局

漁協に取りまとめをお願いしていますので、組合員以外の方はいないと思います。

吉本委員

組合員以外でそういった準備をしている者は密漁の可能性があるということかな。

松尾委員

そういうことですね。

吉本委員

例えば夜間だから難しいかもしれませんが、例えば届出をしている人は目視で分かるような旗を上げている人は許可をもらっているとかは考えていないんですか。

事務局長	標識は上げてないです。
松尾委員	密漁者はアクアラングばかりですよ。素潜りじゃなく夜間のアクアラングが来ていますね。
岡部委員	今、大村湾の資源回復にいい傾向が見えるというところでそういう難しさがまたある。今回のナマコは大村湾が全国的に有名ですが、大村湾は私たちの海域では昔からこの問題を抱えている。と同時にナマコは北海道で問題になって3種の中の一つになっているんですけど、私たちの地元でもちょっとした夏の楽しみで海に入られて、タモすくいだとか保安部も強化しようということで漁業法改正にともなってやはり海岸監視とか一生懸命にやってもらっている。そういうところで海に入って許可なく所持してあがってくる、海に入る行為はもちろんOKだけど、対象種を手にして陸に上がってきた時に声をかけられて、今年度も私たち夏の間に4件ほどの事案が発生したということで、ただ夏のそうした出来事が地元の関係者、地元の方も対象になっていて、昨年も今年も保安部からあがってきた案件については全て漁業権侵害で漁協として告発させてもらった。しかし地域の中での漁協というポジションを考えた場合、周知のあり方、特に今度「やす」の問題も出てきますし、シラスウナギはなかなか無いが、アワビ、ウニ、ナマコ、一番気になるのがナマコ、大村湾のナマコと違って普通に外洋性のナマコの場合には、暴力団関係の密漁というよりは昔から感覚的な部分で海にちょっと入ってそこにあったナマコを手にして帰ってくる。これが問題になってしまうので漁協としても周知の有り方を検討していて、この間の理事会でも周知のあり方や、希望者がいた場合にこれまでは漁業を本当に営む者という明確な中で組合員として受け付けていたが、員外者の許可の出し方とかをしっかりと検討していかなければとの思いまで、検討した訳ですが、県としても周知方法をしっかりと検討していただきたい。 よろしくお願いします。
岡村委員	ナマコ資源の復活については栽培漁業とか放流事業で相当努力してやっ てきているわけだが、今言う密漁者らしき人が操業期間に影響するような 行為をやる。例えば11月15日前に獲る、一般の操業者と一緒に操業期間 中も獲る、問題は操業が終わった後、大きくなったナマコが産卵期間に入 ったそれを獲るというような、販売ルートを確保していると思う。それが 相当影響していると思う。大村湾のナマコの減少に輪をかけていると考 える。操業が終わってから大きなナマコを獲る訳ですよ。あれがどんどん売 れる。中国に行っているのかわからないが、そういったところが現状です。
吉本委員	今、言われたのはナマコだけのお話か。

岡村委員	ナマコだけです。
吉本委員	アクアラングで潜ってナマコ以外の水産動物を獲るということも、期間外でもあるでしょうから、今出たアワビとかウニとか等しく獲ってはいけないものを獲っている。岡部委員が言われている「やす」の問題でも自分たちが注意にいくのはなかなか難しいところがあると思う。取締りの強化をすれば減っていくものなんではないでしょうか。
岡村委員	事務局長が言われたが、若干減ったというのは、漁業者以外の密漁者がいくらか減ったもので、問題は漁業者が密漁しているのではないかということ。懸念がある。
事務局長	広報についてはこれまでも漁連さんの方とかでリーフレットを作ったり、各浜で看板を立てたり、最近ではインターネットもありますので、うまくいろんなものを使って周知をしていきたいと思いますが、今出ました漁業者、組合員さんが密漁する、違法行為をするということも実際聞いていますので、県も一般の方への周知をしないといけません、漁協さんと一緒になっていろんな形で啓発をしていきたいと考えます。
会 長	他にございませんでしょうか。
全委員	(意見等なし)
会 長	他にご意見等もないようですので、第1号議案「大村湾におけるナマコ資源回復のための委員会指示発出について」は原案どおり委員会指示を発出することにご異議ございませんか。
全委員	(異議なし)
会 長	ご異議もないようですので、第1号議案「大村湾におけるナマコ資源回復のための委員会指示発出について」は原案どおり委員会指示を発出することに決定いたします。
会 長	続きまして、第2号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」を上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	第2号議案について、お手元の資料の25ページをご覧ください。県から

諮問文がまいっておりますので、朗読させていただきます。

(諮問文朗読)

また、資料 26 ページが第 2 号議案の関連資料となっております、県担当者から説明いたします。

漁業振興課
木村主任技師

〔 ○ 次の新規の漁業許可に係る制限措置等の公示内容を説明
・ なまこ、うに、あわび、さざえ潜水器漁業（網場地区） 〕

会 長

ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。
ご意見等ございませんか。

小林委員

聞き洩らしたのでお尋ねします。操業区域は何か所ですか。

漁業振興課
木村主任技師

3 箇所です。

小林委員

3 箇所に分けて、それをどう使うんですか。

漁業振興課
木村主任技師

1 年ごとに輪番性で替えていきます。

松尾委員

ナマコですが漁業の時期が 11 月 1 日からとなっておりますが、昔はこれは 10 月 1 日からではなかったでしょうか。

事務局長

県漁業調整規則が 11 月 1 日からとなっております。昔とはどれぐらい前のお話でしょうか。

松尾委員

40 年ぐらい前だと思います。

事務局長

私の記憶では入庁した頃から 11 月 1 日から 3 月 31 日が採捕期間と認識していますが。

松尾委員

どのみち今は早くは獲れないので問題視しないんですが、記憶が間違っているなら問題ないんだけど。昔は 10 月 1 日からだったような気がする。

漁業振興課
木村主任技師

40 年前のことは今すぐには分からないんですが、昨年もなまこの操業時期は 11 月 1 日からとしております。

松尾委員	今は 12 月 1 日からとしても漁業者は文句を言わないと思う。 海水温がもの凄く高くなって漁に出てない。早くても 12 月 1 日だろう。 昔のことは分からないですかね。
漁業振興課 本田参事	今私の方で過去の資料を見ていましたが、昭和 39 年の漁業調整規則では採捕禁止期間が 4 月 1 日から 9 月 30 日ということで、当時は 10 月 1 日からの操業だったということです。その後に変更されたということになります。
岡村委員	初歩的な質問ですみません。潜水器具のナルギール式とはどういうものですか。
漁業振興課 木村主任技師	フーカー式の事です。船上からホースでつないでコンプレッサーで空気を送る方式です。
岡村委員	ハーモニカみたいに咥えているのかな。
野田委員	昔はマスクみたいなものでした。それはホースもついてます。今は咥えるだけになっているのかな。船上から空気を送るとの説明があったが、ボンベを背負わないというだけです。
会 長	他にご意見等ございませんか。
全委員	(意見等なし)
会 長	他にご意見等もないようですので、第 2 号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」については、諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。
全委員	(異議なし)
会 長	ご異議もないようですので、第 2 号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」については、諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申することに決定いたします。
会 長	次にその他の件とします。 委員の皆様から何かありませんか。
会 長	事務局から何かありませんか。

事務局	次回の委員会は11月下旬から12月初旬に開催を予定しております。 後日、日程調整のご連絡をいたしますのでよろしくお願いします。
会長	それでは、これをもちまして、第302回長崎県南部海区漁業調整委員会 を閉会いたします。
＜閉 会＞ 14：50	
